

議事要旨(6) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」に寄せられたコメントへの対応及び税効果会計に適用する税率に関する取扱いの検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「本公開草案」という。)に寄せられたコメントへの対応及び税効果会計に適用する税率に関する取扱いの検討の審議を行う旨が説明され、続いて、前田ディレクター及び淡河専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

合理的な説明に関する取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「根拠」という文言は入れたほうがよい。ASBJ の他の会計基準では、「合理的に説明する」という「根拠」を使用しない言い回しはあまり見受けられないように思われる。文言を変えることで意味が異なると解釈されることは避けるべきと思われる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案の提案に「企業が」を追加したことで「合理的な根拠をもって説明する」主体は企業であることは明確になっているが、「説明する」は誰に対して説明するのかという疑問が生じる可能性がある。そのため、「企業が合理的な根拠をもって説明できる場合」とするのが良いと考える。
- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 公開草案における「説明できる」をなぜ「説明する」に修文したのかという疑問が生じる可能性がある。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 合理的な説明に関する取扱いについては、企業が積極的に回収可能性を説明しなければならない場合と、個々の状況を勘案して回収可能性を判断できる場合の双方のケースがあり得るのではないかと。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 聞かれた意見を踏まえ、専門委員会において引き続き検討したい。

適用初年度の期首の影響額の取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 各企業において会計方針の変更として取り扱う項目と見積りの変更として取り扱う項目を適切に評価することを可能とする観点から、事務局提案のような限定列举

ではなく、例示列举とすることが考えられるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 例示列举にする場合、公開草案のコメントで聞かれたように会計処理の変更として取り扱うべき項目の検討範囲が広がることを懸念している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 事務局提案のうち(分類 2)のスケジューリング不能な将来減算一時差異の箇所は基準の改定に該当し、(分類 3)に該当する企業においてのおおむね 5 年を明らかに超える見積可能期間に関する部分についての取扱いは硬直的な運用の見直しであり、変更にあたらないと考えられる。本公開草案の提案により、全体としては監査基準委員会報告第 66 号の下では認められなかった見積りが容認されると理解されるため、全体として見積りの変更とするという取扱いで良いのではないか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案は監査委員会報告第 66 号の硬直的な運用を改善するために提案されていると理解している。このため、「(分類 3)に該当する企業において、おおむね 5 年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できる場合には回収可能性があるとする取扱い」や「(分類 4)の要件に該当する企業であっても、合理的に説明できる場合には(分類 2)に該当するものとする取扱い」に関して、過去に硬直的に運用されてきた影響が期首剰余金に加減されることは納得感が欠ける処理である。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 影響額のすべてが利益剰余金に加減する取扱いであった公開草案の提案と比べて、現在の事務局提案は企業側の主張が取り入れられる形で利益剰余金に加減する範囲が特定されており、評価できる。賛否両論が拮抗した状態が続き、基準化が遅れて適用時期が 1 年延びるのは望ましくない。この事務局提案を受け入れて本公開草案の最終化へ進むべきである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 事務局提案の 5 年を明らかに超える見積期間に関連する部分は監査委員会報告第 66 号で取扱いが明確にされていなかった箇所であり、これが明確になるという意味では会計方針の変更として取り扱うことが妥当であると理解している。

- これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。
 - 本論点についても、引き続き議論したい。

早期適用に関する取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 適用指針の基準化が遅くなるほど、早期適用に向けた準備期間が短くなり懸念材料が増えてくる。早期適用を行うにあたっては十分な注意が必要であるという旨の記載を本公開草案に含めるように修文することを検討して頂きたい。

公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 127 番のコメントへの対応の、将来の課税所得の見積りに際して適切な権限を有する機関の承認を求めることに関して、本論点のような内部統制に関連する事項は、本文に記載するのではなく、結論の背景において記載を行うことを検討して頂きたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 監査上の実務指針を引継ぐという経緯も考慮して、「適切な権限を有する機関の承認を得た」との文言を記載している。

以 上